

茨城県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

平成18年9月21日
公安委員会規則第13号

茨城県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を次のように定める。

茨城県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、民間事業者等が、茨城県公安委員会の権限に属する事務に係る書面の保存等を、茨城県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年茨城県条例第15号。以下「条例」という。)の規定に基づき電磁的記録を使用して行う場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(規則で定める保存)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表第1の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第4条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 2 民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(規則で定める作成)

第5条 条例第4条第1項の規則で定める作成は、別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第6条 民間事業者等が、条例第4条第1項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

(規則で定める措置)

第7条 条例第4条第3項の規則で定める措置は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

茨城県金属くず取扱業に関する条例 (昭和32年茨城県条例第3号)	第13条第4項
-------------------------------------	---------

別表第2(第5条関係)

茨城県金属くず取扱業に関する条例	第13条第4項
------------------	---------